

令和元年度
みんなで取り組む健康長寿条例
に基づく報告書



令和元年 6月
静岡県

この「みんなで取り組む健康長寿条例に基づく報告書」は、平成28年12月に制定された「みんなで取り組む健康長寿条例」第10条の規定に基づくものである。

みんなで取り組む健康長寿条例（抄）
(年次報告)

第10条 知事は、毎年、実施した施策及び実施しようとする施策を明らかにした報告書を作成し、これを公表します。

目 次

1 静岡県の健康増進施策	1
2 健康でいきいきと暮らせる長寿社会づくり	9
(高齢者の生きがいづくり・介護予防)	
3 生涯スポーツの振興	13
(参考) みんなで取り組む健康長寿条例	15

1 概要

健康増進法第8条第1項の規定に基づく、県の健康増進に係る基本的な計画として、平成26年3月に「第3次ふじのくに健康増進計画」を策定し、平成26年度から令和4年度までの期間で計画を推進している。

また、令和4年度の目標達成に向け、生活習慣等の改善の到達目標と具体的な対策を示し、県民が一丸となった健康づくり運動を総合的かつ効果的に進めるため、平成26年度から29年度までのアクションプランを策定して「ふじのくに健康長寿プロジェクト」をはじめとした具体的な取組を進めてきた。

平成29年度に中間評価を行い、平成30年度から令和4年度までの後期アクションプランを策定し、県民の健康寿命の延伸と生活の質の向上に向けて、取組を強化している。

事業名	内 容
ふじのくに健康長寿プロジェクト	「第3次ふじのくに健康増進計画」に基づき、①健康長寿プログラムの普及、②健康マイレージ事業、③企業との連携、④健康長寿の研究、⑤重症化予防対策の5本柱による「ふじのくに健康長寿プロジェクト」を推進し、さらに、本県に多い脳血管疾患の予防に向けた減塩55プログラムの普及や企業・事業所による健康づくり推進事業所宣言の取組を加えて実施している。
しづおか“まるごと”健康経営プロジェクト	「静岡県で“暮らす”“働く”“育つ”と元気になれる～働いてよし、住んでよし～」をコンセプトに、企業の経営手法である『健康経営』の視点を取り入れ、地域、事業所、家庭における健康づくりを推進する「しづおかまるごと健康経営プロジェクト」を展開している。 (※健康経営…N P O 法人健康経営研究会登録商標)
禁煙・受動喫煙防止対策の推進	平成30年7月に、受動喫煙防止対策の強化を目的とした「健康増進法の一部を改正する法律」が成立したことを踏まえ、平成30年10月に「静岡県受動喫煙防止条例」を制定し、平成31年4月に全面施行した。 併せて、事業所における禁煙促進事業や受動喫煙防止教育の充実、地域におけるたばこ対策の検討・実施体制の整備などの取組を推進しており、今後更に対策を強化していく。

2 平成 30 年度実績

(1) ふじのくに健康長寿プロジェクト

事業名	内 容
健康長寿プログラムの普及	<p>①ふじ33プログラムの普及 運動習慣や食生活の改善に加え、積極的な社会参加をメニューに取り入れた本県独自の健康長寿プログラムの普及 ○県内市町・企業等への実施支援及び各種啓発 ・平成30年度は26市町、12企業で実施 ○シニア版の普及啓発 ・65歳以上を対象としたシニア版の普及</p> <p>②減塩55プログラムの普及 本県に多い脳血管疾患の予防に向けた減塩プログラム ・市町・企業での自己チェック票活用推進 ・医療保険者への減塩プログラムの普及</p>
健康マイレージ事業	<p>健康づくりメニューの実践で一定のポイントを貯めた住民が、指定された協力店で各種特典を受ける健康マイレージ制度を実施する市町を支援 ・平成30年度は30市町で実施 ・カード発行枚数 累計59,533枚、協力店1,070店</p>
企業との連携	<p>①健康づくり優良企業の表彰 健康づくりに積極的に取り組んでいる企業の表彰、取組事例紹介のパンフレットの作成 ・表彰 8事業所</p> <p>②健康づくり推進事業所宣言の展開 企業・事業所が取り組む従業員の健康づくりのための具体的な目標を宣言として募集、その内容を公表・実施 ・認定事業所数 累計1,817事業所</p>
健康長寿の研究	<p>特定健診データを分析し、結果を市町別、医療保険者別、市町地区別にマップ化、地域別保健活動等に活用 ・平成30年度は県内に本部をおく全ての保険者より提供を受けた約68万人分のデータ（平成28年度分）を分析</p>
重症化予防対策	<p>①重症化予防体制整備 ・データに基づく対象者抽出、訪問指導、受診誘導 ・医療関係者、市町、県による連絡調整会議の開催 ・糖尿病性腎症重症化予防プログラムの作成</p> <p>②重症化予防指導者養成研修 人工透析予備群に対する介入に係る研修会の実施、先進的な取組事例の紹介</p>

(2) しづおか“まるごと”健康経営プロジェクト

事業名	内 容
推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○しづおか健康会議 県内の経済団体、医療関係者、保険者、有識者、行政等の代表者により、県民の健康寿命の延伸を図る取組について協議 <ul style="list-style-type: none"> ・開催日：平成 31 年 3 月 11 日 ・令和元年度の重点テーマは「受動喫煙防止」 ○ネットワーク会議 県内外の事業所の具体的な健康経営取組事例の発表、情報交換等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・開催日：平成 30 年 9 月 6 日ほか 5 回 (裾野市、富士宮市、函南町、藤枝市、袋井市) ○重点実施市町での展開 重点実施市町を定め、市町と連携して、人材育成・取組支援等を重点的に実施 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度は 10 市町で実施 (南伊豆町、熱海市、裾野市、函南町、御殿場市、富士市、藤枝市、島田市、袋井市、磐田市)
人材育成・取組支援	<ul style="list-style-type: none"> ○健幸アンバサダーの養成 健康づくりの大切さを、地域住民、事業所の従業員等に伝える「健幸アンバサダー」の養成 <ul style="list-style-type: none"> ・養成数 累計 2,442 人 ○宣言事業所等への支援 「ふじのくに健康づくり推進事業所」等における健康づくり活動に対する助成及び各健康福祉センターと連携したアドバイザーの派遣等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度の助成件数 29 件 ○社員食堂等におけるヘルシーメニューの提供支援 健康に配慮した「しづおか健幸惣菜」の基準を満たすレシピの募集・選考及びレシピ集の作成並びに社員食堂やスーパー・マーケットでの活用促進
子どもの頃からの生活習慣病予防	食生活、運動、社会参加の 3 要素を取り入れた、子ども向けの生活習慣病予防の新たな学習教材を開発し、協力校における出前授業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・出前授業 6 校、278 人

○「しづおか“まるごと”健康経営」とは

「健康経営」（経営者が、経営の視点で従業員の健康を考えること）の考え方に基づき、企業（職域）のみでなく、地域や県全体を対象と捉え、主に働き盛り世代の生活習慣病予防対策と、子どもの頃からの健康づくりをすすめ、国民の 7 割と言われている無関心層への働き掛けを強化する取組を展開するものである。

(3) 禁煙・受動喫煙防止対策の推進

事業名	内 容
受動喫煙防止対策強化事業	<ul style="list-style-type: none"> ○静岡県受動喫煙防止条例及び改正健康増進法の周知啓発 <ul style="list-style-type: none"> 【飲食店向け】 <ul style="list-style-type: none"> ・表示用ステッカー及び制度説明用リーフレット等の作成及び配布（県内約3万軒に一斉発送） ・説明会の開催 【県民向け】 <ul style="list-style-type: none"> ・啓発用動画、ポスターの作成 ・様々な媒体を活用した普及啓発活動（新聞広告、屋外広告、県民だより等）
たばこ対策体制整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ○たばこ対策関係者（労働基準監督署、市町、学校関係者、医療保険者、企業、健康福祉センター等）を集めた地域連携会議の開催、地域の実情に応じた効果的なたばこ対策の検討
地域におけるたばこ対策推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ○働き盛り世代の喫煙率を下げるため、職域と連携し、職場における禁煙・受動喫煙防止対策を推進する研修会や、事業所におけるたばこ対策への支援・協力の実施 ○教育委員会、学校等と連携し、未成年者の喫煙防止と受動喫煙防止を目的とした健康教育、メッセージカードの作成及び大人による受動喫煙防止宣言を行うことから大人へのメッセージ事業の実施 ○市町における健康課題に応じた取組内容の検討、企画、実施の支援（女性の喫煙率が高い地域での講演会等の開催等、イベント等における普及啓発、禁煙外来・禁煙支援薬局名簿の情報提供、健康教育教材や測定機器（スマーカーライザー、ハイチェック）の貸し出し等） ○世界禁煙デー・禁煙週間を中心とした正しい知識の普及啓発等

○静岡県受動喫煙防止条例の概要

区分	内 容
責務	<p>県：受動喫煙防止に向けた総合的な施策の策定、情報提供、普及啓発</p> <p>県民：受動喫煙の影響に係る理解の促進、喫煙する場合の他者への配慮</p> <p>保護者：未成年者の受動喫煙を未然防止</p> <p>事業者：受動喫煙防止のための環境整備</p> <p>保険者：保健事業等を通じた受動喫煙の防止及び健康増進</p>
取組	<ul style="list-style-type: none"> ○受動喫煙による健康被害を受けやすい子どもを守る 学校等については、敷地内禁煙とする（努力義務） ○安心して快適に飲食を楽しむことができる環境を整備する 飲食店においては、「禁煙」、「分煙」又は「喫煙可」いずれかの標識を出入口に掲示することを義務付ける

3 令和元年度実施計画

(1) ふじのくに健康長寿プロジェクト

事業名	内 容
健康長寿プログラムの普及	<p>①ふじ33プログラムの普及 運動習慣や食生活の改善に加え、積極的な社会参加をメニューに取り入れた本県独自の健康長寿プログラムの普及 ○県内市町・企業等への実施支援及び各種啓発 ○シニア版の普及啓発 ・65歳以上を対象としたシニア版の普及</p> <p>②減塩55プログラムの普及 本県に多い脳血管疾患の予防に向けた減塩プログラム ・市町・企業での自己チェック票活用推進 ・企業への「お塩のとりかたチェック」の普及</p>
健康マイレージ事業	健康づくりメニューの実践で一定のポイントを貯めた住民が、指定された協力店で各種特典を受ける健康マイレージ制度を実施する市町を支援 ・令和元年度は33市町で実施予定
企業との連携	<p>①健康づくり優良企業の表彰 健康づくりに積極的に取り組んでいる企業の表彰、取組事例紹介のパンフレットの作成</p> <p>②健康づくり推進事業所宣言の展開 企業・事業所が取り組む従業員の健康づくりのための具体的な目標を宣言として募集、その内容を公表・実施</p>
健康長寿の研究	特定健診データを分析し、結果を市町別、医療保険者別、市町地区別にマップ化。地域別保健活動等に活用
重症化予防対策	<p>①重症化予防体制整備 ・データに基づく対象者抽出、訪問指導、受診誘導 ・医療関係者、市町、県による連絡調整会議の開催</p> <p>②重症化予防指導者養成研修 人工透析予備群に対する介入に係る研修会の実施、先進的な取組事例の紹介</p>

(2) しづおか“まるごと”健康経営プロジェクト

事業名	内 容
推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○しづおか健康会議 県内の経済団体、医療関係者、保険者、有識者、行政等の代表者により、県民の健康寿命の延伸を図る取組について協議 <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年2月頃開催予定 ○ネットワーク会議の開催 県内外の事業所の具体的な健康経営の取組事例の発表、情報交換等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度は4市町で実施予定 ○重点実施市町での展開 重点実施市町を定め、市町と連携して、人材育成・取組支援等を重点的に実施 <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度は10市町で実施予定
人材育成・取組支援	<ul style="list-style-type: none"> ○健幸アンバサダーの養成 健康づくりの大切さを、地域住民、事業所の従業員等に伝える「健幸アンバサダー」の養成 <ul style="list-style-type: none"> ・アンバサダー養成講座 5回開催予定 ・フォローアップ講座 1回開催予定 ○宣言事業所等への支援 「ふじのくに健康づくり推進事業所」等における健康づくり活動に対する助成及び各健康福祉センターと連携したアドバイザーの派遣等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度の助成予定件数 60件 ○社員食堂等におけるヘルシーメニューの提供支援 健康に配慮した「しづおか健幸惣菜」の基準を満たすレシピの募集・選考及びレシピ集の作成並びに社員食堂やスーパー・マーケットでの活用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・「しづおか健幸総菜（夏飯）」の作成 ・「しづおか健幸総菜（イベントメニュー）」の募集
子どもの頃からの生活習慣病予防	食生活、運動、社会参加の3要素を取り入れた、子ども向けの生活習慣病予防のための出前授業の実施、啓発用媒体の普及 <ul style="list-style-type: none"> ・出前授業6校実施予定

(3) 禁煙・受動喫煙防止対策の推進

事業名	内 容
受動喫煙防止対策強化事業	<ul style="list-style-type: none"> ○静岡県受動喫煙防止条例及び改正健康増進法の周知啓発 <ul style="list-style-type: none"> 【飲食店向け】 <ul style="list-style-type: none"> ・新規開設店舗への表示用ステッカー及び制度説明用リーフレット等の配布 ・飲食業団体等への説明会の開催 【県民向け】 <ul style="list-style-type: none"> ・様々な媒体を活用した普及啓発活動 ○飲食店や県民等からの相談対応（電話、メール） ○飲食店の巡回による標識掲示の確認・指導 ○改正健康増進法に基づく喫煙可能室設置届の受理、台帳整備
たばこ対策体制整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ○たばこ対策関係者（労働基準監督署、市町、学校関係者、医療保険者、企業、健康福祉センター等）を集めた地域連携会議の開催、地域の実情に応じた効果的なたばこ対策の検討
地域におけるたばこ対策推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ○働き盛り世代の喫煙率を下げるため、職域と連携し、職場における禁煙・受動喫煙防止対策を推進する研修会や、事業所におけるたばこ対策への支援・協力の実施 ○教育委員会、学校等と連携し、未成年者の喫煙防止と受動喫煙防止を目的とした健康教育、メッセージカードの作成及び大人による受動喫煙防止宣言を行うことから大人へのメッセージ事業の実施 ○市町における健康課題に応じた取組内容の検討、企画、実施の支援（女性の喫煙率が高い地域での講演会等の開催等、イベント等における普及啓発、禁煙外来・禁煙支援薬局名簿の情報提供、健康教育教材や測定機器（スマーカーライザー、ハイチェック）の貸し出し等） ○世界禁煙デー・禁煙週間を中心とした正しい知識の普及啓発等

4 その他

(1) 健康寿命

厚生労働省が算出している健康寿命において、本県は全国トップクラスの健康長寿県である。

- H22(2010)、H25(2013)、H28(2016)の健康寿命の平均値

(単位：歳)

<男性>

順位	都道府県	歳
1	山梨県	72.31
2	静岡県	72.15
2	愛知県	72.15

<女性>

順位	都道府県	歳
1	山梨県	75.49
2	静岡県	75.43
3	愛知県	75.30

<男女計>(本県算出)

順位	都道府県	歳
1	山梨県	73.93
2	静岡県	73.82
3	愛知県	73.73

※平成22年データをもとに平成24年6月、平成25年データをもとに平成27年12月、平成28年データをもとに平成30年3月に公表

(2) 第3次ふじのくに健康増進計画

ア 基本計画

項目	概要
目標	(大目標)「県民の健康寿命の延伸」と「生活の質の向上」 (中目標)・生活習慣病の発症予防及び重症化予防の徹底 ・県民の健康づくりを支える社会環境の整備
計画の特徴	○ 県民総ぐるみで、目指す「健康長寿の都」 ・特定健診データを活用し、地域別、職域別の健康状況等に裏づけされた計画 ○ 健康づくりへの関心を高める仕掛けづくり ・健康長寿の研究成果を活かしたふじ33プログラム等の普及 ○ 新たな健康課題に対する取組 ・ロコモティブシンドローム（運動器症候群）やCOPD（慢性閉塞性肺疾患）など、新たな課題の知識の普及及び予防
計画期間	平成26年度～令和4年度（9か年） 国の健康増進計画「健康日本21（第2次）」の終期と整合を図る。

イ アクションプラン

項目	概要
計画期間	アクションプラン：平成26年度～29年度（4か年） 後期アクションプラン：平成30年度～令和4年度（5か年）
内容	1 健康寿命を延ばす健康づくり 2 地域の力の活用した健康づくり 3 領域別に進める健康づくり 「食育」「運動・身体活動」「休養・こころ」「たばこ・アルコール、薬物」「歯」など5領域 4 地域別の健康課題解決と地域の特長を生かした健康づくり

(件名) 健康でいきいきと暮らせる長寿社会づくり
(高齢者の生きがいづくり・介護予防)

(健康福祉部福祉長寿局長寿政策課)

1 概 要

平成 27 年度から 29 年度までを計画期間とする「ふじのくに長寿社会安心プラン（第 7 次静岡県長寿者保健福祉計画）」に基づき、「健康に暮らせる長寿社会づくり」などを柱とした関連施策を推進してきた。

また、平成 30 年度から 3 年間の施策の方向として、「健康づくり、社会参加の促進」などを柱とし、同時に改定した「静岡県保健医療計画」との整合も図りながら「ふじのくに長寿社会安心プラン（第 8 次静岡県長寿社会保健福祉計画）」を平成 30 年 3 月に策定し、引き続き高齢者の生きがいづくり活動の促進や健康寿命を延ばす取組の推進を図っている。

2 取組内容

(1) 健康づくり、社会参加の促進

高齢者の生きがいづくりや健康づくり活動、社会参加を促進するため、しづおか健康長寿財団やシニアクラブ静岡県等と連携し、高齢者が活動しやすい環境づくりの推進等に取り組む。

主な取組	内 容
すこやか長寿祭 スポーツ大会	・約 7 千人が参加する 60 歳以上の方を対象とした全県的なスポーツ大会（テニス、グランドゴルフ等 36 種目を実施） ・ねんりんピックの県代表選手の選考会を兼ねる。
すこやか長寿祭 美術展	・約 300 人が参加する 60 歳以上の方を対象とした美術展（書道、日本画、洋画等 6 部門を実施） ・ねんりんピック美術展の県代表出品者の選考会を兼ねる。
ねんりんピック 選手派遣	・60 歳以上の方を中心とした全国的な健康と福祉の祭典である「ねんりんピック」に静岡県選手団を派遣
居場所づくりの 支援	・ふじのくに型福祉サービスガイドブック等による普及啓発 ※居場所：高齢者等地域住民の集いの場。見守りや配食等生活支援の拠点ともなる。
健康長寿の リーダー養成	・地域の健康づくり活動のリーダー養成講習及び実習
ふじさんっ子応 援隊	・技術・文化伝承や登下校の見守りなどを通じた高齢者と子どもの交流促進

(2) 壮年熟期（66～76 歳）の方の社会参加の促進

ふじのくに型人生区分における壮年熟期の方を主な対象とし、社会参加の促進を図る事業を実施する。

事業	内 容
壮年熟期が活躍するいきいき長寿社会づくり	趣味活動、ボランティア、就業、起業等多様な社会参加を促進するとともに、生活支援の担い手として活躍する高齢者を育成する。
健康長寿の3要素実践促進事業	市町の介護予防事業や企業の福利厚生事業等と連携し、健康長寿の3要素の実践を促進する。(専門職を派遣し「課題改善プログラム」の指導及び効果測定・検証等を実施)

3 平成30年度実績

主な取組	内 容				
すこやか長寿祭 スポーツ大会		H27	H28	H29	H30
	参加選手数	4,566人	4,708人	4,768人	4,884人
	競技種目数	29種目	29種目	32種目	34種目
すこやか長寿祭 美術展		H27	H28	H29	H30
	出品数	295点	254点	318点	257点
	部門数	6部門	6部門	6部門	6部門
ねんりんピック 選手派遣		H27	H28	H29	H30
	派遣人数 (順位)	484人 (1位)	499人 (1位)	470人 (2位)	496人 (2位)
居場所づくりの 支援		H27	H28	H29	H30
	箇所数	102	111	104	287
健康長寿の リーダー養成	地域で健康づくりを主導する人材を育成するための研修の実施 (講義+実習)。				
		H27	H28	H29	H30
	参加者数 (回数)	400人 (16回)	474人 (12回)	501人 (20回)	802人 (21回)
ふじさんっ子応 援隊		H27	H28	H29	H30
	実施市町 (地区数)	24市町 27地区	18市町 44地区	16市町 34地区	17市町 36地区
壮年熟期が活躍 するいきいき長 寿社会づくり	○社会参加促進フェア4会場(500人、430人、385人、200人) ○講習・体験会、成果発表・交流会 •基礎講習コース(計401人) •体験会コース(計75人)				
健康長寿の3要 素実践促進	○健康長寿の3要素実践教室(3会場)(参加者計60人) ○シニア版ふじ33プログラム実践教室(5会場)(参加者計100人)				

4 令和元年度実施計画

主な取組	内 容
すこやか長寿祭 スポーツ・文化交流大会	○令和元年度は運動競技 28 種目、文化競技 8 種目、計 36 種目で 4 ~ 6 月に開催 ※平成 28 年度までは「すこやか長寿祭スポーツ大会」として開催
すこやか長寿祭 美術展	○高齢者の創作した美術作品を募集（洋画等 6 部門）、展示会を 1 月に開催予定。
ねんりんピック 選手派遣	○令和元年 11 月に開催される第 32 回ねんりんピック紀の国わかやま 2019 に選手を派遣予定。
居場所づくりの 支援	○ふじのくに型福祉サービスガイドブック等による普及、居場所づくりに取り組もうとしている事業者・団体等を支援する実践者派遣の実施を予定。
健康長寿の リーダー養成	○地域で健康づくりを主導する人材を育成するための研修の実施 ・時期：令和元年度 6 月～（予定） ・回数：新規、フォローアップ各 10 ~ 15 回 ・参加者目標 500 人
ふじさんっ子応 援隊	○東中西 3 地域 × 9 地区 = 27 モデル地区を予定（見守り活動、スポーツ交流、昔遊び、伝承活動等）
壮年熟期が活躍 するいきいき長 寿社会づくり	○社会参加促進フェア 1 町 (来場者目標：吉田町 250 人) ○講習・体験会 8 市町 ・基礎講習コース（社会参加きっかけづくりの講習） ・専門講座コース（介護予防活動やホームヘルプ等の知識、技術を学ぶ講座） ・体験会コース（社会参加の各種活動の 1 日体験）
健康長寿の 3 要 素実践促進	○長寿力向上教室（3 か月介入型） 3 地域：各教室 20 人～30 人 ○実践教室（ふじ 3 3 プログラム活用型） 5 地域：各教室 20 人～30 人

5 その他

(1) 高齢化の状況

平成31年4月時点で、本県の高齢者人口は108万人を超え、高齢化率は29.1%と県民の3.4人に1人が高齢者という超高齢社会となっている。

このような超高齢社会の中で、年齢を重ねても生きがいを持ち、社会とのつながりを保って暮らすことのできる「いきいき長寿社会」の実現は重要な課題である。

○高齢者人口と高齢化率の推移（千人）

区分	2005	2015	2025推計
高齢者人口	779	1,021	1,119
高齢化率	20.5%	27.6%	31.9%

*2015以前は国勢調査、2025推計は日本の
将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所)

○要介護認定率の推移

区分	2014	2015	2016	2017	2018
要介護認定率	15.7%	15.8%	15.9%	15.9%	16.0%
自立高齢者の割合	84.3%	84.2%	84.1%	84.1%	84.0%

*厚生労働省介護保険事業状況報告4月月報

(2) ふじのくに長寿社会安心プラン（第8次静岡県長寿社会保健福祉計画）

ア 基本理念

「地域で支え合い、安心して暮らせる長寿社会の実現」

イ 計画の骨子

柱	具体的な施策	(対象)
第1 健康づくり、社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・健康寿命を延ばす取組 ・生きがいづくり活動・社会参加活動の促進 	お達者な方
第2 共に支え合う地域社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・安心と自立を支える共生社会の推進 ・ふじのくに型福祉サービスの推進 ・地域における支え合い活動の推進 	ちょっとした見守り等が必要な方
第3 認知症にやさしい地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人とその家族への支援 ・状態に応じた適時・適切な支援体制の構築 ・若年性認知症施策の推進 	介護等が必要な方
第4 自立と尊厳のある暮らしを支える暮らしを支える長寿社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス等の充実・強化 ・適正な介護保険制度の運営 ・医療・介護の一体的な提供体制の充実・強化 ・自立支援、介護予防・重度化防止の推進 ・人材確保・資質の向上 	
第5 誰もが暮らしやすい長寿社会の環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・住まいの安定的な確保 ・安心・安全の確保 ・暮らしやすい社会の仕組みづくり 	

(件名)

生涯スポーツの振興

(文化・観光部スポーツ局スポーツ振興課)

1 概要

乳幼児期から高齢期までライフスタイルに応じたスポーツ参画機会を提供するため、成人の週1回以上のスポーツ実施率65%以上を目指し、「スポーツ参画人口の拡大」、「スポーツ環境の基盤となる「人材」と「場」の確保」に係る事業を実施する。

(1) ライフステージに応じたスポーツ推進を支える環境づくり

事業名	目的等
県民スポーツ・レクリエーション祭	高齢者も含めた広く県民に、スポーツ・レクリエーション活動を実践する場を提供
しづおかスポーツフェスティバル	ジュニアからシニアまで多くの県民が競技スポーツ等に参加しやすい場を提供
レクリエーション指導者派遣事業	親子運動遊びのプログラムを実施する指導者を地域に派遣したり、企業等の研修会へ講師を派遣したりして、スポーツ実施の機会を提供

(2) 有識者等や各市町・関係団体と連携するための意見収集をする機会の設定

事業名	内 容
静岡県スポーツ推進審議会	静岡県スポーツ推進審議会条例に基づきスポーツ推進に関する諸問題について有識者等により調査・審議
ふじのくに地域スポーツ推進会議	県、各市町生涯スポーツ主管課長、関係団体とで相互の連携を図る会議を実施
市町・クラブ担当者研修会	県内地域スポーツクラブ代表者と各市町生涯スポーツ主管課担当者とで情報交換を交えて連携を図る研修会を実施

2 平成30年度実績

(1) ライフステージに応じたスポーツ推進を支える環境づくり

事業名	実 績	
県民スポーツ・レクリエーション祭	○種目別大会 ・ニュースポーツ等32種目 ・4月～11月(県内各市町会場)	○ニュースポーツふれあいフェスタ ・ニュースポーツ体験コーナーほか ・開催日：5/20、10/8
しづおかスポーツフェスティバル	○競技種目別大会 ・県内3地域(東部・中部・西部)の実行委員会で144種目を実施 ・5月～12月(冬期競技は1月)県内各市町会場で開催	
生涯スポーツ指導者派遣事業	○親子運動遊び指導者派遣 ・16市町の幼稚園等に派遣	○普及イベントの開催 ・ユニー・イオン10カ所で実施

(2) 有識者等や各市町・関係団体と連携するための意見収集をする機会の設定

事業名	実績
静岡県スポーツ推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・「静岡県スポーツ推進計画」の見直しについて ・開催日：11/27、3/13
ふじのくに地域スポーツ推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・県の事業説明、情報交換 ・開催日：5/28
市町・クラブ担当者研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯スポーツ行政上の諸問題に関する研修、グループワーク等 ・開催日：6/23、2/4

3 令和元年度実施計画

(1) ライフステージに応じたスポーツ推進を支える環境づくり

事業名	実施計画	
県民スポーツ・レクリエーション祭	<ul style="list-style-type: none"> ○種目別大会 ・ニュースポーツ等32種目 ・4月～11月（県内各市町会場） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ニュースポーツふれあいフェスタ ・ニュースポーツ体験コーナーほか ・開催日：5/26、9/28、11/17
しづおかスポーツフェスティバル	<ul style="list-style-type: none"> ○競技種目別大会 ・県内3地域（東部・中部・西部）の実行委員会で150種目を設定 ・5月～12月（冬期競技は1月）県内各市町会場で開催 	
レクリエーション指導者派遣事業		<ul style="list-style-type: none"> 親子運動遊び講師を地域へ派遣（10箇所）、企業等研修会へ派遣（5箇所）、ショッピングセンターでの普及イベントの開催（8回程度）

(2) 有識者等や各市町・関係団体と連携するための意見収集をする機会の設定

事業名	実施計画
静岡県スポーツ推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ推進計画の進捗及び施策等に関する意見聴取（予定） ・開催日：7月、3月
ふじのくに地域スポーツ推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・県の事業説明、情報交換 ・開催日：5/13
市町・クラブ担当者研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯スポーツ行政上の諸問題に関する研修、グループワーク等 ・開催日：6/29、9月、2月

みんなで取り組む健康長寿条例をここに公布する。

平成28年12月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第54号

みんなで取り組む健康長寿条例

一人一人が心身ともに健康で、いきいきとした社会生活を送ることは、私たち県民の願いです。

健康とは「病気や障害の有無にかかわらず、個人が持てる能力を十分に発揮して、自己の価値に基づく豊かで充実した人生を実現するための最適な状態」のことであり、健康づくりとは、それぞれのライフステージに応じた「身体の健康」と「こころの健康」の維持向上を図る取組です。

私たちの暮らす静岡県は、昭和62年に「日本一健康県づくり宣言」をしました。

県民の意識啓発と努力精進の成果として、平成22年のデータを基に平成24年に厚生労働省が初めて算出した都道府県別健康寿命において、静岡県の女性は75.32歳で全国1位、男性は71.68歳で全国2位、男女総合では日本一の健康長寿の県となりました。

これを一過性のものとせず、将来にわたって、一人一人が健康について関心を持ち、行動していくことが大切です。

私たち県民は、静岡県の自然、歴史、文化、豊かな食材など、多彩な地域資源や人材を活かしながら、健康長寿の要素である「運動」「食生活」「社会参加」に心掛け、社会奉仕や地域貢献などの活動に積極的に参加しながら、一人一人が主体的に行う健康づくりをみんなで支え合うことにより、いきいきとした社会生活を送ることを宣言し、ここに「みんなで取り組む健康長寿条例」を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、みんなで取り組む健康長寿に関する基本事項を定め、県民一人一人の主体的な取組による「健康長寿日本一」の継続発展を目的とします。

(基本理念)

第2条 静岡県における健康長寿に向けた取組は、県民一人一人の主体性を尊重し、地域社会の支え合いを大切にします。

第2章 責務及び役割

(県の責務)

第3条 県は、県民の健康づくりを支援する体制を整備し、必要な施策を総合的かつ計画的に策定して実施します。

- 2 県は、健康長寿に向けた施策の策定に当たり、本県の自然、歴史、文化、豊富な食材などの多彩な地域資源や人材を活かしながら、県民の「運動」「食生活」「社会参加」に結び付けていきます。
- 3 県は、健康長寿に向けた施策に関する人材の育成及び発掘並びにネットワークづくりを進めます。
- 4 県は、前3項に規定する施策を実施するに当たっては、市町、事業者、関係者、関係団体等と連携して取り組みます。

(市町との連携等)

第4条 県は、市町が行う健康づくりの啓発、普及、その他市民又は町民の健康づくりの推進に関する施策に対し、市町と連携して推進するよう努めます。

2 県は、前項に規定する施策が効果的に推進されるよう必要な支援を行います。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、その使用する者が、健康づくりをしやすい職場環境の整備に努めるとともに、県及び市町が実施する健康長寿に向けた施策の推進に協力します。

(関係者及び関係団体等の役割)

第6条 健康づくりに関わる関係者及び関係団体等は、県及び市町が実施する健康長寿に向けた施策の推進に積極的に協力します。

2 関係者及び関係団体等は、健康長寿に向けた取組の推進に当たっては、県民に対して、的確な情報を発信し、健康増進に資するサービスの提供や向上に努めます。

(県民の役割)

第7条 県民は、健康への関心を持ち、自らの心身の状態等に応じた健康づくりに積極的に努めます。

2 県民は、社会奉仕や地域貢献などの活動に積極的に参加します。

3 県民は、日々の生活の中で、健やかな運動を実践します。

4 県民は、食材の地産地消を心掛け、食生活を楽しみます。

5 県民は、地域行事等の社会参加に努め、地域の絆を大切にします。

6 県民は、健康診断等を定期的に受診し、自らの心身の状態の把握に努めます。

第3章 推進措置

(県の支援)

第8条 県は、健康づくりに関する情報の提供、助言及び相談の機会の提供を行うとともに、健康長寿に向けた施策の推進に必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

(表彰等)

第9条 知事は、健康長寿に向けた取組の推進に関し積極的な活動を行っていると認められる者や団体を公表し、又は表彰します。

(年次報告)

第10条 知事は、毎年、実施した施策及び実施しようとする施策を明らかにした報告書を作成し、これを公表します。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。